

一般社団法人日本発達心理学会 ニュースレター委員会規程

2009年2月8日 制定

改正 2011年6月30日

2014年3月20日

2016年9月25日

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条第8項に基づき、ニュースレター委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、ニュースレター委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、ニュースレター委員会副委員長（以下、「副委員長」という）2名、若干名の委員（以下、「委員」という）、及び委員会担当理事（以下、「担当理事」という）により構成する。

2 委員長、副委員長、委員は、委員会からの推薦候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。

3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。また委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。

4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2 副委員長は、委員長の編集作業の補佐、委員会のメーリングリスト管理ならびにホームページ管理などを担当する。

3 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。

4 委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

(業務内容)

第4条 委員会は、次の事項を審議し、処理する。業務の詳細は、「ニュースレター委員会内規」に定める。

(1) ニュースレターの編集と発行

(2) 委員会専用のホームページによる情報公開

(3) 広報委員会より委託された業務

(4) その他、必要な事業に関すること

(会議の開催)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 メーリングリスト上で審議を行うことができる。

(議事)

第6条 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

(著作権)

第7条 ニュースレターの各記事に関する著作権は、本会に属するものとする。

(改定)

第8条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。